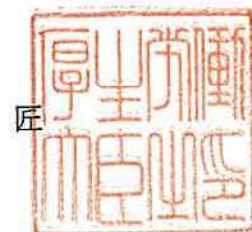




厚生労働省発生食 0619 第 4 号
令和元年 6 月 19 日

薬事・食品衛生審議会
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本



諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 3 項に規定される「政令で定める材質の原材料であつて、これに含まれる物質」について、同条第 1 項の規定に基づき規格を定めること。